

## 調布市議会改革検討代表者会議第12回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

### 1 日時・場所

平成24年7月5日（木） 午後2時00分～午後4時2分

於：全員協議会室

### 2 伊藤座長あいさつ

議会改革検討代表者会議で、調布市議会災害対策支援本部設置要綱を定め、その要綱の定めに従い、昨日調布市議会議員の多く方にお集まりいただき、普通救命講習を受講いただいた。今後も市議会の責務はこのことに限らず、これからの改革の中身に関係してくると思われるが、限られた時間の中、忌憚のない御意見をいただきながら進めていきたい。

### 3 検討・協議事項

#### (1) 第11回代表者会議における合意事項

川畑副座長：合意資料7及び資料5を御覧いただきたい。議会運営委員会は、資料28に基づき幹事長会議との役割分担を図り、速やかに実施すること。討論の申し出があったときの取り扱い、緊急質問の許可基準は、議会運営委員会の協議に委ねること。議会独自のホームページは、予算・管理を含め、引き続き検討していくこととし、当面現行のホームページの内容の充実を図っていく。市議会だよりは、全戸配布する方向で準備していくこと等を合意資料7で配付させていただいている。前回の代表者会議では、第2回定例会から試行した一般質問の一問一答方式の改善点等の御意見をいただき、それらを踏まえ、座長の提案を資料35としたので、確認願いたい。座長から前回の合意事項について補足説明がある。

伊藤座長：議員紹介情報をホームページにリンクする提案は、全議員あての資料34の調査票を作成したので、7月20日までに記入いただき、事務局に提出をお願いしたい。一般質問の一問一答方式は、前回の会議で私が口頭で発言した改善提案を資料35として配付した。質問者席は、資料36のとおり、議長席に向かって左端あたりに設置したい。同意が得られれば、質問者席を確定したいが、最も経済的な方法で設置したいと考えている。なお、質問者席の設置の件は了承されたら、対面演壇設置等の提案は、今回の質問者席設置で協議終了とする。

川畑副座長：座長の説明に質疑等があれば伺う。

雨宮委員：質問者席の位置は、市長から遠くなるが、引き続き協議の対象という位置づけでよいか。

伊藤座長：質問者席の位置は、カメラの位置の関係で、左端だと質問者は正面から映るが、真ん中になると、横から映ることになることを検証の上、提示した。あ

まり費用をかけたくないが、議場の真ん中に持ってくると、カメラの位置の変更が必要になる。質問者席が市長から遠くなることは、現在でも元木議員が最も遠いが、現在でも遠い、近いの弊害のあることは、認識いただきたい。

雨宮委員：一問一答方式を採用するに際し、質問場所の自席は、暫定的な措置の結果生まれた。それ以前からの一連の経緯を鑑みてみたとき、この場所では、絶対だめだという意味ではないが、質問者と答弁者の距離関係は、重要な要素になってくるのではないかと思う。

伊藤座長：すべての議員に理解をいただかなくてはならないと思っているので、今後の協議を続行していかなければならない課題の一つであると思う。

小林委員：雨宮委員の発言に賛同する。質問は議場の真ん中から行うのが一番よいと思う。試行なので、座長案でよいと思うが、普段使用している演壇でもできるのではないかと思う。いろいろ試行して、検討すればよいと思う。

ドゥマンジュ委員：質問席の位置は、市長から質問者が見えるか疑問を持つとともに、質問の仕方は、小平市議会のように、最初は総括的に登壇して質問し、再質問から自席で、一問一答の方法もあり、今後考えていければよいと思う。

大河委員：費用はできるだけかけない工夫をすることは必要だが、様々な議会の活性化に必要な経費はかけていくことも検討していくべきだと思う。

川畑副座長：座長の説明は了承でよいか。

#### —了承—

#### (2) 陳情・請願の取り扱いについて

川畑副座長：本件は、第9回の会議において、陳情と意見書の取り扱いについて、他市の状況を調査することで、継続協議となっていた。調査結果を資料37として配付したが、事務局から説明をお願いする。

事務局：東京都26市議会の意見書提出を求める陳情を含む陳情の審査状況と、意見書提出に必要な提出者の数の調査を行った。意見書提出を求める陳情は、17市議会（約65%）が委員会審査を行っている。意見書の提出者は2人以上を要件としている市は14市（約54%）、3人以上は5市、全会一致は実態は3市などである。

川畑副座長：事務局の説明に質疑等があれば同う。

雨宮委員：この案件についての意見だが、調査結果から、この提案は根拠を失ったと思った。現状の運営のままでは差し支えないという結論である。

伊藤座長：国・都への意見書提出陳情の取り扱いの提案は、議会運営委員会の協議を経た上で、議長の判断に委ねることとしたい。具体的には、毎年定例的に同様の趣旨内容で提出される国・都への意見書提出を求める陳情は、議会運営委員会の協議の上、委員会に付託するのか、委員会に付託せず写しを送付するのか等を議長が判断する取り扱いとしたい。

川畑副座長：座長提案について、質疑等を同う。

雨宮委員：陳情文書上の文言は変わらないとしても、背景、土台となっている制度が変わる場合があるので、そのところは、議会運営委員会で精査されないといけないが、その認識を伺う。

伊藤座長：その部分は陳情提出時に、以前と内容が異なるので、説明がしたいということがあるとすれば、事前にお聞きをしたい。文書表の内容が同じで、中身が変わるとするのは、あまり想定できないが、もし発生するならば、議会運営委員会の中で方向性を示し、議長が委員会に付託を決めればよい。前回の内容と変わりないと確定できるのであれば、委員会付託を省略し、各会派に写しを配付することにしたい。

雨宮委員：その事前の説明を受けるのは、議長か議会運営委員会か。

伊藤座長：議長は直接受け付けないので、議会事務局が受け付けるときに、今までと大きく変わったところがあるか、あるとすれば、申し出があるだろうし、文書表の中身が違って来る可能性が当然あるので、受付の段階でお聞きしたらいいかと思う。

雨宮委員：受付時には、議会事務局が陳情者に丁寧に説明してもらうことを改めて確認をしたい。

伊藤座長：今までも丁寧に説明していると思っている。その中で、毎年同じ団体から同じ内容の陳情を国へ意見書提出をしたいということであれば、これは委員会に付託せず、議員提出議案で対応していくことになっていく。今までと何ら変わりなく、むしろ委員会付託を省略することは、議会が方向性を示しているという意味合いでは、今までより強い意見書になるのではないかと思う。

林委員：座長提案は尊重したいと思う。

川畑副座長：座長案のとおり了承することでよろしいか。

—了承—

### (3) 議会報告会・市民との意見交換会等について

川畑副座長：前回、5人の委員から具体的な議会報告会の提案がされ、創政会と民主・市民の会は、持ち帰り検討することになった。最初に、林委員と井上委員の検討結果をお聞きする。

林委員：基本的な立場としては、以前から申し上げているように、否定的な立場に変更はない。全国自治体の議会報告会の事例は検討したが、議会として市民の声を吸い上げることは当然としても、それは二元代表制の一方である市長のそれとは異なる。議会はみずから活動実態を市民に報告して市民の声を聞くことで、市民の知る権利にこたえていくことが基本だと思っている。主義、主張の異なる会派、議員が一堂に会して議会活動を報告することが、どこまで深まったものとなっていくのか。一步間違えると、表面的、形式的なものになりかねないという思いを持っている。仮に実施した場合、偏った報告ではなく、どこまでも客観的かつ公正な報告内容としなければならないと思う

し、また提案の中では、市民の意見は公聴の観点から聞きおく程度とすることになっているが、実際シミュレーションしてみても、意見とか要望を受けた際、ただ聞きおく、それを理事者に伝えるとか、要望することで済むのか。議会としての権能が問われているとき、逆に議会の権能と意義が問われるのではないか。報告会で出された市民の意見は、多くの市民を代表した意見か、一部の意見なのか、議会として、見極めるのは非常に難しい。会派の議論とこの代表者会議での議論を踏まえ、座長提案が出されれば、総合的に判断する。

井上委員：資料32の市民に議会のことをよく知ってもらうためという目的及び趣旨に大いに賛同する。方向性はおおむね理解させていただいている。しかし、内容について様々な意見が出された。二元代表の市長が、ふれあいトークンを実施しているが、予算執行権を持っている市長が行う市民との意見交換会等と、議会の報告会は実質的に内容が違うのではないか。市民の意見は公聴の観点からお聞きするとのことは、市民と議会との双方向のやりとりが少なくとも最低必要である。市民の主張が何も受けとめられないということがあるとすると、果たして実施する必要があるのか。報告会で各常任委員長等から報告することが案として出されたが、全議員が出席するならば、全議員が何らかのかかわりを、持つべきではないか。

雨宮委員：課題は、その段階、段階で合意を得ながらやっていけばいいと思う。特に市民から意見を伺う点は、始まる前から、かっちりコンクリートしてしまうと、かえって縛られて、今後の運営に差しさわりがあるのではないか。

小林委員：実施時期はまだ先なので、他の自治体の報告会の実績を調べるなり、あるいは作業部会等で議論を深めるなどをしたらどうか。まずやってみることが大事なと思う。懸念されている市民からの意見等は、議会が予算執行権がないので、報告会で明確に市民要望にこたえることは、なかなか難しいかもしれないが、それを聞きながら戻って、28人の議員で議論はできるのではないかと思う。

高橋委員：議会として市民の意見を聞くことは、持ち帰って議会で議論することもあるし、逆に市民からありましたというものもまた、告知していく、広めていくことで、報告会に出席されなかった市民の方も、その意見を知り、考えていただく機会をつくれることにつながるという気がする。全員の役割は、作業部会で議論していくことになると思う。全員が何らかの形でかかわっていくべきだと思う。

大河委員：議会という機関を市民に知っていただくことが重要だと思う。行政の組織は見えていても、選挙以外のところで、議会を市民が認識することは大変少ないと思う。予算は、議会が議決しなければ、執行できない事実があるわけなので、議会がどんな組織でどんな形で動いているか、市民に出すことは、開かれた議会の第一歩ではないかと思う。市民の意見は、小林委員が言ったように、必要なものであれば、持ち帰り、問題を共有して、議会の機関として

執行部に届けていくことは、とても重要なことだと思う。議会は、首長の下に従属している機関ではないということをよく理解していただき、むしろ行政をチェックしていく機関でもあるので、市長だけでなく、議会も積極的に出て、説明をすることで、双方がいい緊張感を持ってやっていくのが、求められているこれからの議会のあり方だと思う。議員それぞれが役割を持ち、かかわることで、議会のメンバーだということを再認識できたら大変いいことになると思う。

ドゥマンジュ委員：林委員と井上委員の話を聞き、市民と議会の双方向のやりとりをすることが挙げられていたことは、私たち提案者側と共有できたのではないかなと思う。まずスタート時はハードルを高くせず、徐々に議会としてあるべき姿でやっていこうと提案させていただいた。議会報告会は、何度も言っているが、議会改革の生命線であると思う。全国で2割の自治体が議会報告会をやっているし、これからもっとふえていくと思う。流山市の例を見ると、5回報告会を実施して、市民から聞いた声を行政に伝えるものと、議会に関することをしっかり分け、ホームページで見られるようになっている。このように双方向の報告会でやりとりができると、より市民の方に議会をわかっただけのし、議会も市民の声を聞ける貴重な機会になると思う。これから議会としての政策をつくるのが、問われるところだと思うので、ぜひ議会報告会は前向きに進めていただきたい。

伊藤座長：持ち帰りをした委員と、提案委員の発言を聞き、総合的に判断するが、開かれた議会を目指すのは前提であるので、これまで以上に市民への情報提供、説明責任を果たすとともに、多様な市民の意見、要望等を的確に把握することも求められているところである。座長提案は、市民への議会報告会を実施するが、試行ではなく、実施しながら改善を図っていく。議員全員が参加する。実施方法や時期、内容等を検討、準備するため、議会内に（仮）議会報告会実行委員会を各会派1人ずつで組織する。議会報告会の実施を優先するので、常任委員会等の出前議会及び土・日・夜間議会等の開催の提案は、当面見送る。

雨宮委員：基本的には、大歓迎である。議会報告会実行委員会の立ち上げの時期はいつなのか。

伊藤座長：座長提案に賛同いただければ、いろいろな課題、調査を含めお願いできればと思っているので、なるべく早く設置しなければならないだろうと考えている。

大河委員：実行委員会の委員長は、議長と認識してよいか。

伊藤座長：実行委員会は、各会派の代表者によりつくってほしいと考えているので、原則は、代表者の中で議論し、その中で副委員長を含めて選出していったほうがよいと思う。その方向性が定まったら、最終的に議長に報告をいただくほうが自然だと思う。

川畑副座長：座長案のとおり了承することでよろしいか。

林委員：我が会派の持ち帰っての結論と、それに対する各委員の意見を聞いた限りでは、必ずしも私どもの懸念を払拭するものではないが、つくことは全体的な流れだと認識しているので、座長提案を受け入れたいと思う。ただ、様々な懸念材料があるので、実行委員会の中で慎重に検討を深めてもらうことを条件とさせていただく。

小林委員：座長案を了承したいと思うが、実行委員会の経過報告を代表者会議にいただき、確認していくことをお願いできればと思う。

伊藤座長：そのへんは、固まった意見は持っていないが、例えば、代表者会議で方向性が出されたものについては、内容によって、議会運営委員会に渡したり、もしくは幹事長会議で報告、了承を得たりとかになる。この件も、できるならば、方向性が定まったので、その定まった中で、実行委員会を立ち上げ、議論をした結果は、幹事長会議の場で報告、議論をしたほうがよいと思っているがいかがか。

小林委員：座長の考えでよいと思う。気がついたら、全くわからない状態では困るので、幹事長会議で確認をさせていただければと思う。

ドゥマンジュ委員：議会報告会は、全議員参加なので、全議員で議会改革を共有するような場があっていいと思う。実行委員会で報告会のことを進めても、あまりこの代表者会議とメンバーと変わらないとしたら、ほかの議員の方とのギャップが開くと、皆で一緒に報告会に向かうところが、そこでまた温度差が出てくることはいけないと思う。

伊藤座長：現段階ではそこまで広げた会議は必要ないと感じている。28人が議論してまとまりのある答えがすぐに導き出されるかという、非常に難しい部分があると思う。各会派から代表者の方に集まっただき、実行委員会を立ち上げるわけなので、その中で議論し、例えば持ち帰りになる場合もあるかもしれないが、各会派で方向性を示しながらいかに成案にしていくかということだと思う。成案ができあがった段階で、初めて議会報告会を行うので、その際は全議員集めて説明しないとまずい。報告会を行う前に全議員を集めて説明を行うことは必要だが、今の段階から全議員を集める必要はないと思う。

ドゥマンジュ委員：皆が集まればそれぞれ意見が出てしまうと思うが、実行委員会の中で、他の議会の調査をしたりとおっしゃっていた。実行委員会の組織の下に作業部会のような形を設けて、皆で考えていくのはいかがか。

伊藤座長：それは実行委員会の中で議論していただければよいと思う。ここですべてコンクリートしたものを実行委員会に渡すのは失礼だと思う。実行委員会にお任せして、議論していただくのが自然ではないかと思うが、いかがか。

ドゥマンジュ委員：実行委員会は幅広く考えていくということで、了解した。

川畑副座長：座長案のとおり了承することでよろしいか。

—了承—

川畑副座長：実行委員会の経過報告は、幹事長会議であるが、よろしく願います。

(4) 少数会派について

川畑副座長：この件も前回からの継続協議となっているが、改めて、提案委員の林委員に説明をお願いします。

林委員：調布市議会は、現在、政治上の主義、理念、政策を同じくする議員が集い会派を結成して議会活動を行っている。複数の所属議員がいる会派は理事者から提出された議案等を、会派内で時間をかけて協議、検討して議論を重ねて統一した結論を導き出している。このことが28人それぞれが、1人の会派でそれぞれの意見を言い合っていたら、物事はなかなか決まらないし、会派を組み活動することは、議会の能率的、効率的な運営につながり、それが議会の責任でもあると思っている。現在の状況は、幹事長会議と議会運営委員会の1人会派は会議の構成員ではなく、オブザーバーで出席することができるとなっている。同席して、認識を共有する扱いである。一方で、議会運営上代表質問は、若干区別されているが、1人会派もできるとなっていて、公平性、公正性の観点から、いかななものかという意見が出ている。会派は法律に規定されず、申し合わせで運営されているので、1人会派と複数の所属議員がいる会派は、曖昧な位置づけになっていると認識している。ここをきちんと明確にすることは、地方分権が進む時代の中で、大切なことだと思っている。場合によっては、条例、規則の整備を検討する必要があると思う。

川畑副座長：この案件は資料33において、9、10番が関連するので、一括で協議する。その後、11番を、次に12番から14番を一括で、その後15番を協議するが、協議の中で関連性があれば、柔軟に対応したいと思う。まず、9番、10番の御意見等があれば、伺う。

雨宮委員：交渉団体という言葉が多用されているが、交渉とは相手があることだ。ここで言っている交渉団体は、誰が交渉相手なのか。地方議会における交渉団体の概念がわからない。

林委員：会派は集団を構成している、つまり複数、2人以上が原則であると思っているが、地方、国政も同じだと思っている。それが交渉する団体の基本である。

雨宮委員：それは会派間の交渉という意味か。

林委員：会派として名乗るのは、1人会派でも自由だが、議会運営委員会や幹事長会議を構成するメンバーは、1人会派は認められていないという認識の上での見解である。

雨宮委員：そこがよくわからなくて、別の言い方としては、議会としての公平性、公正性がいかなものかをいう発言があったが、公平性、公正性という概念は、基本的には、議員1人1人に与えられるものである。会派は議会の運営上、一定の利便性があることは認める。同時に、調布市議会の歴史には、1人会派の議員が一番多かったのは、自民党や自民党系の議員だ。選挙は無所属で出て、議員になったら会派に入る。昭和54年から58年までのあゆみでは

会派構成は、市民クラブ1，新自由クラブ1である。

伊藤座長：固有の政党名を例にしたの発言は差し控えていただきたいと思う。自民党系と決めつけているが、あくまでも政治活動をしている段階で、元々自民党系ではなく、何らかの機会、自民党に入った方が多い。自民党に魅力を感じて、自民党に入ったので、表現を改めていただきたい。

雨宮委員：了解した。ただ言いたかったのは、1人会派は30数年前から記録には残っている。同じ議員が1人になってまた戻ってまた1人のような議員もいれば特定会派から出て1人会派をつくった議員もいる。そういうことから、1人会派は一貫して認められている。発言も制限されていない。それはある意味では調布市議会の歴史のよさでもあるので、そういうことを尊重するのが一つ。1人、1人の議員に担保されなければならない、公平性、公正性は、1人会派ということで、代表質問は認めないよとか、幹事長会議にしても、議会運営委員会もオブザーバーだから権利はないとすると、原理的には、まさに公平性、公正性を奪ってしまうことになるか。

林委員：これまでの歴史については、わかっているつもりでいる。それは、それぞれの時代の状況の判断があったと思う。議会としての権能を高めるということでは、曖昧な1人会派の取り扱いの状況は、このままにしてよいのかということをもっと申し上げたい。1人、1人の議員がそれぞれ市民に選ばれるのだからと言われていたが、それでは会派構成していることが失われていく。28人それぞれが、同じような権限を主張するようなことになってしまったら、これから先、効率性とかは失われていくことにつながらないか。28人の議員がばらばらなことを言って、権利を主張していたら、まとまるものも、まとまらなくなる。

雨宮委員：それはロジックのすりかえだと思う。会派はあくまでも、政策集団で、政策的な意思が一致するからまとまっているだけで、議会あるいは議員の内部問題である。今調布市議会には二つの1人会派があるが、一緒になれないから一緒になっていないわけで、28人別々の意見を言えば混乱するという話とは違うと思う。ほかの会派と相いれないわけで、2人はそれぞれ単独でいるが、それを認めないというのは、原理的におかしい。

林委員：お一人でいることをだめだと言っているわけではない。現状の幹事長会議を見ると、オブザーバーであるが、事実上幹事長と同じような立場でお話をされている。この議会改革代表者会議でも、呼称はオブザーバーをやめて幹事長としてほしいというような発言もあった。ますます曖昧ではないか。幹事長会議と議会運営委員会の1人会派の出席はあくまでオブザーバーであるにもかかわらず、なし崩し的に、さらに呼称までほかの会派と同じにしようとしている。これをどんどん認めていくと、複数の所属議員のいる会派としては、やりきれない思いを持っている。第一自民党から第九自民党まで変えて出席したいくらいだ。

雨宮委員：扱いが曖昧という言い方をされているが、この提案内容を見てみると、明白



に権利を奪うことだ。オブザーバーという問題はあるにしても、もう一つ重要な要素として、代表質問についても、資格要件としては交渉団体ということだ。代表質問権を1人会派から奪ってしまうことになる。そのどこが公正なのか。この答えは知らない。

小林委員：いろいろな考え方があるが、大きく不都合になっていることもないと思っている。多数会派と、単国会派の思いもわかるし、両方で言いあっている、先に進まないかなと思う。両方がそれぞれの思いを受け止めながら、進んでいけばいいと思う部分と、代表質問について、市議会だよりの字数は応分にしてほしいという話があるならば、検討する余地もあると思う。代表質問は全くなしではなくて、その部分も配慮してあげればというのが、意見である。

大河委員：調布市議会は1人会派を認められている。全国市議会議長会の青森のフォーラムの資料を見ると、1人会派を導入している議会は、16市である。少なくとも地方議会で1人で会派を構成していることが国会と違うところであると記載している本もある。効率性を言われていたが、多様な意見を議会に反映させていくというような話もあるし、代表質問の制限時間を設けたときの経緯は記録にはないようだが、そのほかに広げないというやりとりがあった中で、時間制限を受け入れた。ただ、小林委員が言われたように、いろいろな御意見があると思うので、お互いに歩み寄ってということは、必要だと思うが、議会の役職は、会派の所属議員数により、ドント方式で決めているので、1人会派は長く議員をやっている、ほとんどゼロである。1人会派をぜひ認めていただいて、検討すべきところは見直ししながら、ともによい議会をつくってほしいと思うので、多数の皆さんも大きく受けとめていただいて、お考えいただければと思う。

ドゥマンジュ委員：効率性という言葉が出たのは気になるところで、議員は推してくれた市民を代表して発言する立場にあるので、効率性を優先して話されると、議会改革を行っていく中では、逆行する流れではないかと思うので、受け入れられないところだ。しかし、多数会派の方の御意見もあるし、お互いの立場を認め合いながら歩み寄って、出てきた問題を考えていくことでやっていきたいと思う。

川畑副座長：次に提案番号11、1議案に対する会派意見は1とするという提案の説明を林委員にお願いします。

林委員：説明した記憶があるが。

川畑副座長：御意見等があれば、伺う。

雨宮委員：実質的な意味合いがよくわからないが、どういうことか。

林委員：常任委員会で、ある会派の議員が反対したが、本会議ではその議員が所属する会派が賛成した。本会議での退場があまりにも頻繁に行われていることはいかがなものかを申し上げたい。見方によっては、会派が議会の人事を有利にするためにと、とられかねないような行動がそんなにあっているのかということである。

大河委員：議案については、そういうことが言えるのかと思うが、今まで3ない議会をフォーラムで聞いたとき、またこの間の先生も言っていたが、議員個人は賛成か反対か、市民は知りたいが、会派の賛否しか載っていない。そこを明らかにしてほしいという話も一方である。三鷹市議会では、会派の下に個人の名前が出ていて、場合によっては意見書のときに態度が違ったりしているが、会派拘束というのは、地方議会においては、議員個人に1票を入れているので、個人の議員が最終的に会派で出した結論に従いきれないときは、そういう行動をとることは、いかがなものかということは、なじまないと思う。会派拘束は、会派の中で決める問題であると思う。

川畑副座長：12番から14番の御意見等があれば、伺う。

井上委員：提案委員に伺うが、現状で尊重されていない点はどこか。

大河委員：現時点では、少数会派は、尊重していただいていると認識している。

雨宮委員：現状を維持するという意味である。

ドゥマンジュ委員：私も同様である。

川畑副座長：次に、15番の御意見等があれば、伺う。

林委員：幹事長会議と議会運営委員会は、あくまでオブザーバーであるので、幹事長という名前にするのは、いかがか。

井上委員：幹事長会議は、各会派の代表者が幹事長と称されていて、幹事長会議という名称の会議体になっていると思う。例えば、各会派代表者会議といような名称の会議体ができれば、複数所属議員の会派も単数会派も各会派1人代表として出られているので、幹事長会議の名称にこだわらず、各会派代表者会議として、大河代表とかのような考え方はあるのではないか。

伊藤座長：座長提案は、次のとおりである。地方議会は、国政と異なり、より市民に身近な議会ということで、会派単位ではなく、議員1人、1人の活動・行動の責任において議会活動を行うことが望ましいという意見等もあったが、議会の責務・役割を果たしていくためには、議会内において目的、考え方をともにするグループ（政策集団）を結成し活動していくことは、これまでの調布市議会の歴史的経緯を顧みても、当然の活動である。また、議会は合議制の機関であること、効率的な議会運営を進めることから、会派を結成し、その時々課題を会派内で議論し、判断を導き出し、市政運営に反映させていくことは、議会運営上、合理的、必然的である。このため、会派という位置づけを改めて確認し、明文化することにより、市民への説明責任、あるいは議会の透明性を図っていきたい。会派は政策立案、決定、提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならないと考えている。現在、会派という言葉は、会派届けにおいて使用されているので、交渉会派という名称において会派の位置づけを確認する。交渉会派は、議会内で同じ政策を持つ複数議員の集団（グループ）をいうこと。2人以上の議員で結成する会派を交渉会派とする。交渉会派は、幹事長会議、議会運営委員会の構成メンバーとし、代表質問をすることができる。交渉会派は、交渉会派及び交渉会派以外の意

見を尊重する。議会活動における交渉会派の意見は、原則一つとする。交渉会派以外の会派は幹事長会議及び議会運営委員会の会議に出席することができる。幹事長会議における交渉会派以外の会派呼称は従来どおりとする。もしくは幹事長会議の名称を含め、代表者会議として、すべて代表者と呼称することも一つの案かなと思う。以上の案を押しつけるのではなく、お互い歩み寄る努力が必要であると思うので、御理解と御協力を賜りたい。

川畑副座長：座長提案に質疑等があれば伺う。

大河委員：最後の含みもあるので、考え方もあるがということだと受けとめた。代表質問の時間短縮をしたり、様々な改革が進められてきた中で、私たちなりに対応してきた。全国的に見ても、地方議会では政策集団は複数が要件でない議会も当然あるわけである。会派は1人から結成できる。1人で出てきても、市民のいろいろな考え方により出てきている。会派を交渉会派で2人以上に変更していくことは、今回議会改革で市民の意思を市政に反映できるため、競い合い、協力しながらできるだけ緊張感を持って進めていくというような、議会改革のどの部分に触れているのかよく理解できない。会派を結成できるということは十分理解できるが、交渉団体が2人以上ということは、受け入れることはできない。

雨宮委員：会派そのものは、認めるとか、認めないとかの議論は一切ない。問題は、交渉団体という概念を持ち込み、2人以上とするところが議会改革に背を向けるものだと言わざるを得ない。提案は慎重に受けとめるつもりでいるが、交渉団体の名称をかぶせることにより、1人会派の議員としての権利を奪うようなやり方には納得できない。

ドゥマンジュ委員：座長提案は、林委員の提案そのままなのかと思う。すべて押しつけるわけではなく、歩み寄るとおっしゃっていたが、最後におっしゃっていたことは私の中で一致しない。具体的には1人会派は会派と認めないことを言われているのか。そうであれば、賛成できない。

伊藤座長：本件は、それぞれの立場で、それぞれの発言があると想定される大きな問題であると思う。2人以上の会派の意見と、単国会派の意見をどういうふうにミックスしていくか、大変難しい問題が多く含んでいる。全体で1人の議員の活動を認めていくことは、否定するものではない。そういうことを勘案した上での意見調整を図っていきたい。座長提案としての発言を文書で配付するので、その内容に沿い、次回以降議論していきたい。お互いに歩み寄る努力はぜひ協力いただきたい。

川畑副座長：本件は、本日の協議を踏まえ継続協議としたいが、いかがか。

—了承—

川畑副座長：会議の時間がなくなったので、残りの事項の議論は次回以降に行う。

#### 4 その他

○ 第13回代表者会議の日程について

第13回代表者会議を7月24日（火）午後2時から、場所は全員協議会室で開催することを確認した。

合意資料7：第11回代表者会議合意事項

資料33：第12回検討資料

資料34：議員ウェブ情報発信メディア等保有調べ

資料35：一問一答方式試行に伴う座長提案

資料36：質問席設置（案）

資料37：陳情と意見書について調査結果